

FAQ

Q 1 国会議員関係政治団体である旨の届出や、国会議員からの通知の様式はどうなりますか。

A 1 国会議員関係政治団体のうち1号団体（みなし1号団体を含む。）の設立届については、今回の改正により、従来の届出事項に加えて、①1号団体である旨、②代表者の公職の候補者に係る公職の種類、を届け出ることとされ、また、2号団体の設立届については、従来の届出事項に加えて、①2号団体である旨、②推薦又は支持する公職の候補者の氏名、③推薦又は支持する公職の候補者の公職の種類、を届け出ることとされました。これを踏まえ、設立届の様式を改正し、届出事項を記載する欄を追加しました。

また、国会議員に係る公職の候補者は、2号団体に対し、法律上、2号団体に該当する旨の届出をする必要があることを通知することとされており、その通知の様式については、今後、新たに総務省令で定める予定です。なお、政令を改正したことにより、2号団体である旨の届出をする場合には、この通知を併せて提出していただくこととなりますが、2号団体については、これまでの被推薦書ではなく、この通知をもって、租税特別措置法に基づく寄附金控除の適用を受ける政治団体であることを確認することとなります。

Q 2 全国区の比例区支部は対象となるのですか。また、いわゆる「都道府県連」の支部も対象になるのですか。

A 2 全国区の比例区支部は「選挙の行われる区域を単位として設けられるもの」に該当し、国会議員関係政治団体とみなされます。

また、政党のいわゆる「都道府県連」については、（地理的範囲としては参議院の選挙区選出議員の選挙区と基本的に一致するものとも考えられますが、）あくまでも行政区画としての都道府県を単位として設けられているものであれば、「選挙区の区域を単位として設けられるもの」には該当せず、国会議員関係政治団体とみなされません。



Q3 登録政治資金監査人による政治資金監査では、どのようなチェックがなされるのですか。

A3 登録政治資金監査人による政治資金監査は、

- ① 会計帳簿、領収書等が保存されていること
- ② 会計帳簿にその年の支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が会計帳簿を備えていること
- ③ 収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていること
- ④ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること

の4点について、政治資金適正化委員会が定める具体的な指針に基づいて行うこととされています。

詳細については、今後、政治資金適正化委員会で定められる予定です。



Q4 デパートやコンビニなどで発行されるレシートも「領収書等」として扱われるのですか。また、レシートには、支出先の名称や住所が書いていないものもありますが、このような場合でも、会計帳簿にこれらの事項を記載しなければならないのですか。

A4 政治資金規正法において「領収書等」とは、「当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」と定められており、通常、レシートにはこれらの項目が記載されていると思われますので、政治資金規正法でいう「領収書等」に該当します。

また、レシートに支出先の名称や住所が記載されていない場合でも、法律上、会計帳簿には、すべての支出に関し、支出を受けた者の氏名及び住所、支出目的、支出金額、支出年月日を記載しなければならないこととされています。



Q 5 国会議員関係政治団体が、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会の命令に反して少額領収書等の写し（人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し）を提出しなかった場合はどうなりますか。

A 5 総務大臣又は都道府県選挙管理委員会の提出命令に反して、国会議員関係政治団体の会計責任者が開示請求に係る少額領収書等の写しを期限内（提出命令があった日から原則20日以内）に提出しなかった場合には、①当該国会議員関係政治団体の名称、②主たる事務所の所在地、③開示請求に係る少額領収書等の写しを提出しない旨、が、インターネット等の方法により公表されるとともに、開示請求者に対しても通知されます。

なお、提出命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、提出期限の延長を求められますが、その詳細は、今後、総務省令で定める予定です。



Q 6 政治家の秘書や配偶者が、選挙区外にある方の結婚披露宴や葬儀に出席して政治団体からの祝儀や香典を出した場合、領収書をもらうことができないと思いますが、このような場合はどうしたら良いですか。

A 6 ご質問のようなケースは、通常、「領収書等を徴し難い事情があった場合」に該当するものとして、領収書等の代わりに、総務省令で定める領収書等を徴し難かった支出の明細書に必要事項を記載して対応していただくことになります。

なお、一般に、「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上または社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、これに該当するか否かの判断については、政治団体の会計責任者において、社会通念に照らして適切に判断していただく必要があります。

Q 7 政治家の秘書や配偶者が、選挙区内にある方の結婚披露宴や葬儀に政治家本人の代わりに出席して政治家本人からの祝儀や香典を渡すことができますか。

A 7 公職選挙法上、罰則をもって禁止されます。

なお、政治家本人が自ら出席して祝儀や香典をその場で出すことも公職選挙法で禁止されています。ただし、罰則の適用はありません。